

人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。

制度内容及び支給額

I 雇用管理制度助成コース

<令和6年度も引き続き新規の整備計画受付を休止>

労働協約または就業規則に新たに、通常の労働者に対する雇用管理制度（諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入・実施を行い従業員の離職率の低下が図られた場合に事業主に対して助成。

主な支給内容 < >は生産性の向上が認められる場合

目標達成助成（※）	57万円<72万円>
-----------	------------

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率の低下目標を達成した場合に支給

II 中小企業団体助成コース

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業(中小企業労働環境向上事業)を行った場合に助成。

主な支給内容

経費助成	支給対象経費の2／3 (認定組合の規模に応じた限度額あり)		
認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
限度額	1,000万円	800万円	600万円

III 人事評価改善等助成コース

<令和6年4月1日、新規の計画受付を再開>

生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を実現した事業主に対して助成。

*労働協約または就業規則を変更することにより、生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、「労働者の賃金を3%以上アップ」「離職率低下に関する目標」のすべてを達成した場合に助成。

主な支給内容

支給額	1事業主あたり80万円		
-----	-------------	--	--

IV 建設キャリアアップシステム等普及促進コース

建設労働者の待遇改善やキャリアパスの明確化を図り、若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保、魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備及び職業能力開発の促進につながるよう、建設キャリアアップシステム等の普及促進に取り組む建設事業主団体に対する助成

主な支給内容

中小建設事業団体	支給対象経費の2/3
中小建設事業主団体以外	支給対象経費の1/2

V 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

- ① 若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対する助成
 ② 建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った職業訓練法人に対する助成

① 主な支給内容 < >は賃金要件を満たした場合

事業主	中小建設事業主	支給対象経費の3／5<3／20>（1事業年度当たり上限 200万円）
経費助成	中小建設事業主以外	支給対象経費の9／20<3／20>
事業主団体	中小建設事業主団体	支給対象経費の2／3
経費助成（※）	中小建設事業主団体以外	支給対象経費の1／2
② 主な支給内容		
推進活動経費助成（※）	職業訓練法人	支給対象経費の2／3

VI 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

- ①自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主
 ②認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対する助成

主な支給内容 < >は賃金要件を満たした場合

①女性専用作業員施設設置経費助成	中小元方建設事業主	支給対象経費の3/5<3/20> (上限60万円)
②訓練施設等設置経費助成	広域的職業訓練法人	支給対象経費の1/2

VII 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した労働環境の整備（就業規則や社内マニュアル等の多言語化、一時帰国のためにの休暇制度、苦情・相談体制の整備等）を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対する助成。

主な支給内容 < >は賃金要件を満たした場合

支給対象経費の1／2（上限 57万円） <2／3（上限 72万円）>

※主な要件を記載しています。ご活用を検討の際は詳細な要件等をご確認ください。